

米国・マディソン市国際姉妹都市締結 5 周年事業実行委員会 規約

(目 的)

第1条 この会は、帯広市と米国ウィスコンシン州マディソン市及び両市の交流協会との国際姉妹都市締結 5 周年を迎えるにあたり、精神保健をはじめ、農業、経済、大学、教育などの様々な分野での交流を推進しており、これを記念しこれまでの交流活動を振り返るとともに、今後のあり方や方向性について考え、さらなる交流発展に向け、帯広市から訪問団を派遣し記念事業（以下「5 周年事業」という。）を実施する。

(事 務 局)

第2条 この会は、マディソン市国際姉妹都市締結 5 周年事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称し、事務局を帯広市市民活動部親善交流課に置く。

(協議事項)

第3条 実行委員会は、1の目的を達成するため、次の項目について協議する。

- (1) 5周年事業の実施に関すること。
- (2) フードバレー先進事例視察に関すること。
- (3) その他、目的達成のために必要な事項に関すること。

(構 成)

第4条

- (1) 実行委員会を円滑に運営するため、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
幹 事	若干名
監 査	1 名

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、事業終了までとする。

(会 議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(会 計)

第7条 実行委員会の会計は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(解 散)

第8条 実行委員会は、事業終了後解散する。

(委 任)

第9条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は平成23年 8 月 12 日から施行する。